

KNC NETWORK NEWS

2017年4月22日 発行

経営一言: 異端とみられるものから新しいものが生まれる。

(麻生 太郎氏 副総理兼金融相)

ー 所長コメント: 新しい時代を作った人達は、奇人・変人・異端者でした。その時代に受入れられない常軌を逸した者であった。しかし、時代が変わり異常が異常でなくなってきた。ー



(有)北野財經システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26
オリエンタル新大阪ビル 707 号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://kncc.co.jp

気になる記事: 法人税、電子申告を義務化に～財務省・国税庁、事務負担軽く。19年度にも実施～

財務省と国税庁は企業が法人税と消費税の税務申告をする際、インターネットを使った電子申告(e-Tax)を義務化する方針だ。納税手続きをめぐる官民の事務作業の効率化が狙い。早ければ2019年度から始められるよう18年度税制改正大綱に盛り込むことを目指す。

売掛金を免除、貸倒損失として損金処理が可能 《税務》

取引先への貸付金や売掛金を免除した会社は、その免除分が取引先の利益になるため、基本的に寄付金として会計処理し、損金算入は制限されます。ただし、取引先が会社更生法や民事再生法による更生手続きをしたときは「貸倒損失」として損金処理できます。債務超過の状態が続いて弁済が受けられないときも同様です。さらに売掛金については、取引先の支払い能力の悪化による取引停止のあと、1年間弁済がないときや取り立てのための費用が売掛金総額を上回るときにも、免除分の損金計上が可能になります。

賃貸用不動産の相続登記費用 《相続》

不動産賃貸業を営んでいた人が死亡し、その事業を引き継ぐ相続人は、賃貸用不動産の相続で支払った登録免許税や不動産取得税を必要経費にできます。

登録費用を経費に計上できるようになったのは平成17年以降のことです。

同年2月1日に最高裁判所が「贈与で取得したゴルフ会員権の名義書換料は譲渡所得の取得費」とする判決を出し、財産の名義書き換えにかかる手数料を譲渡所得や不動産所得から差し引けるようになりました。

なお、遺言書の執行費用や、遺産分割がうまくいかず弁護士に交渉を依頼したときの弁護士費用は、必要経費になりません。

雇用保険法改正案が成立、今年度の改正を確認 《社会保険》

3月31日に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が国会で成立し、平成29年度(4月1日から29年3月31日)の雇用保険料率に変更になりました。

雇用保険料率は、一般の事業で労働者負担3/1000(1/1000引下げ)、事業主負担6/1000(1/1000引下げ)となりました。事業主負担の保険料率は失業保険給付、雇用保険二事業ともに3/1000になります。建設の事業では労働者負担4/1000(1/1000引下げ)、事業主負担8/1000(1/1000引下げ)となりました。

そのほか、倒産・解雇等により離職した30～45歳未満の者の所定給付日数が90日から引き上げられ、雇い止めされた有期雇用労働者の所定日数を倒産・解雇並みにする暫定措置が5年間実施されます。10月1日からは原則1歳までの育児休業を6ヶ月延長してもなお保育所に入れない場合に限り、更に6ヶ月の延長が可能となる上、その間についても育児休業給付の支給対象期間となります。また、平成30年1月1日からは教育訓練給付の給付率が最大70%に引き上げられます。

成熟業種の行く先 《経営》

ある立地調査に関連して、A市(人口約34万人)、B市(人口約15万人)、C市(人口約16万人)の歯科医院・コンビニ・美容院の事業所数を調べたデータがあります。A市の歯科医院157カ所、コンビニ123カ所、美容院254カ所となっています。B市は同様の順で62カ所・52カ所・121カ所であり、C市は71カ所・61カ所・115カ所という結果でした。

当該地では歯科医院はコンビニより多く、美容院はコンビニの約2倍です。新しい業種が育つ時には導入期⇒成長期⇒成熟期⇒衰退期というライフサイクルをたどります。成熟期または衰退期になると、共通した行動が見られるようになります。一般に、当該業種の元々の基本商品サービスとは異なる商品サービスの提供が始まります。歯科医院であれば従来通りの歯科治療だけでは収益面や競争面から経営が難しくなります。そこで、予防歯科(歯科衛生士による歯石除去や歯磨き指導等)や新しい治療技法(インプラント等)を薦めたりします。また、夜間・日曜診療をしたり、完全予約制等を探ったりして利便性向上を図ります。

成熟期では従来の商品サービス(提供方法を含む)だけでは競争に勝ち残れません。出張・通信販売をしたり、大型店・協同店舗の中に出店したりして、従来と異なる客層を掘り起こしたりします。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。